（宛先）座間市長

座間市幼稚園型一時預かり事業人員配置に係る届出書

　事業を実施するにあたり、次のとおり子ども・子育て支援交付金要綱に定める人員配置を満たしていることを届け出ます。

◆幼稚園型一時預かり事業担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 専任／兼任 | 保有資格 | 保育士養成課程・幼稚園教諭教職課程を履修中の学生の場合は学校名を記載 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

令和　　　年　　　月　　　日

上記の職員について、保有資格の有無について相違ありません。

事業所名：

事業所所在地：

設置者氏名：

児童福祉法施行規則（抄）

第３６条の３５

二 　幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）　次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条 の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年

齢及び人数に応じて、必要な設備（調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

ロ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児

の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の四第五項 に規定する事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハただし書において同じ。）、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法 に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ　ロに規定する職員は、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該幼稚園

型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されている場合であつて、当該幼稚園型一時預かり事業を行うに当たつて

当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら

当該幼稚園型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。

ニ　次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。

（１）　幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　学校教育法第二十五条 の規定に基づき文部科学大臣が

定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

（２）　幼保連携型認定こども園　認定こども園法第十条第一項 の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども

園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

ホ　食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する

設備を備えること。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（職員）

第三十三条 　保育所には、保育士（特区法第十二条の四第五項 に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

２ 　保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。